

令和元年度ヘルスケア産業展開支援事業「販路開拓助成金」交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、令和元年度ヘルスケア産業展開支援事業において、県内企業の医療福祉機器等の販路開拓を支援するため、県内企業に対し、センターが助成対象とする展示商談会への出展料の一部を予算の範囲内で「販路開拓助成金」(以下「助成金」という。)として交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程(平成31年4月1日適用)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、県内に本社又は事業所を有する企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定された民間会社)で、医療福祉機器等の販路開拓に積極的に取り組む企業とする。

(助成対象展示商談会)

第3条 助成対象展示商談会は、令和元年度内に実施される国内の展示会のうち、医療福祉機器等において出展効果が期待でき、令和元年9月～令和2年3月までに開催される展示会とする。

(助成金額)

第4条 助成金の対象経費は、出展に係る費用のうちの出展料とし、助成金額は期間内1社1回、小間代(税別)の2分の1以内とする。

2 センターの他の助成金等との併用はできない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする県内企業は、交付申請書(別記第1号様式)を、センター理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成対象者を選定するとともに、助成金交付の決定又は不採択の決定を行う。なお、選定要領は別に定める。

2 助成金交付の決定者には交付決定通知書(第2号様式)を送付し、不採択者にはその旨の通知書を送付する。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業完了後速やかに実績報告書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、展示会終了後15日以内又は3月23日までのいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定等)

第8条 理事長は、前条の助成事業の実績報告を受けた場合においては、実績報告書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(支払方法)

第9条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、前条の助成金額の確定通知の日から7日以内に助成金交付請求書(第5号様式)を理事長に提出し

なければならない。

(成果等の公表)

第 10 条 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金額、事業成果等をセンターのホームページ等で公表できるものとする。

(助成事業の表示)

第 11 条 助成事業者は、助成対象事業についてセンターから助成金を受けて実施する旨を表示するものとし、その表示方法は別に定める。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年度募集に係る事業について適用する。